

佐伯市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 中間見直しについて

佐伯市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、平成 24 年に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年 3 月に策定されました。

この事業計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画であり、平成 29 年度はその中間年にあたります。

当初の事業計画では、就学前児童及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査を行い、これに基づき算出された需要量に対応するための提供体制を定めました。

しかし、平成 27 年度、平成 28 年度の実績が当初の事業計画を上回ったことから、その状況に対応するための見直しを行うこととしました。

2 見直しの内容

佐伯市子ども・子育て会議にて議論した結果、次の項目について見直しを行いました。

- 教育・保育の量の見込みと提供体制
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制